## 平成23年加美町議会第1回定例会会議録第2号

## 平成23年3月9日(水曜日)

## 出席議員(20名)

1番	下	Щ	孝	雄	君		2番	尾	形		明	君
3番	三	浦	英	典	君		4番	三	浦	又	英	君
5番	澁	谷	征	夫	君		6番	木	村	哲	夫	君
7番	近	藤	義	次	君		8番	吉	岡	博	道	君
9番	工	藤	清	悦	君	1	0番	_	條		寛	君
11番	佐	藤	善	_	君	1	2番	米	木	正	$\ddot{-}$	君
13番	沼	田	雄	哉	君	1	4番	猪	股	信	俊	君
15番	新	田	博	志	君	1	6番	伊	藤		淳	君
17番	高	橋	源	吉	君	1	8番	伊	藤	由	子	君
19番	伊	藤	信	行	君	2	0番	_	條		光	君

# 欠席議員 なし

## 欠 員 なし

### 説明のため出席した者

町			長	佐	藤	澄	男	君
副	田	丁	長	森	田	善	孝	君
総	務	課	長	早	坂	宏	也	君
会計	管理	者兼課	長	柳	Ш	文	俊	君
政分	策 推	進室	長	今	野	幸	伸	君
危机	幾 管	理 室	長	早	坂	俊	_	君
庁舎	建設	準備室	長	猪	股	清	信	君
企「	画 財	政 課	長	吉	田		恵	君
町	民	課	長	畠	Щ	和	幸	君
税	務	課	長	竹	中	直	昭	君

特別徵収対策室長 渡邊光彦君 農 林 課 股 雄 一 君 長 猪 農林振興対策室長 早 坂 安 美 君 森林整備対策室長 髙 橋 洋 君 商工観光課長 佐藤 勇 悦 君 建 設 課 長 早 坂 忠 幸 君 保健福祉課長 仁 君 早 坂 子育て支援室長 律 子 君 早 坂 地域包括支援センター所長 髙 橋 ちえ子 君 上下水道課長 高 橋 行 雄 君 小野田支所長 早 川 栄 光 君 宮 崎 支 所 長 猪股 忠 一 君 総務課長補佐 佐藤 敬君 教 育 長 土 田 徹 郎 君 教育総務課長 佐 竹 久 一 君 社会教育課長 鈴 木 啓 三 君 体育振興課長 大 類 恭一 君 農業委員会会長 兎 原 伸 一 君 農業委員会事務局長 鈴木 裕 君 代表監查委員 小 山 元 子 君

### 事務局職員出席者

事 務 局 長 高 橋 啓 君 次 長 熊谷和寿君 主 査 橋 本 幸 文 君 主 佐藤礼実君 査

### 議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件 日程第1から日程第2まで 午前10時00分 開議

○議長(一條 光君) 皆さん、おはようございます。本日は、大変御苦労さまです。 ただいまの出席議員は19名であります。7番近藤義次君より遅参届が出ております。 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(一條 光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、8番吉岡博道君、9番工藤清悦 君を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

- ○議長(一條 光君) 日程第2、一般質問を行います。
  - 一般質問の順序は昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

通告5番、4番三浦又英君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔4番 三浦又英君 登壇〕

○4番(三浦又英君) 皆さん、おはようございます。

けさの新聞に、昨日の公聴会に関しましての新聞記事が載っておりましたが、私も先輩議員とともに傍聴してまいりました。100人の整理ということですが、多くの方々が関心をお持ちでございましたようでありまして、入れない方は通路で傍聴されたように感じられました。ということからしまして、多くの町民が町政並びに議会に目を向けていただいているのかなという思いがしてまいりました。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

昨日も先輩議員の質問内容、さらには町長の施政方針等でも述べていることが重なるかと思いますけれども、通告に従いまして質問をさせていただきます。

町長は、平成19年6月17日、町長に就任しまして以来、町政運営に当たりまして三つの大きな柱と町の進むべき方向やまちづくりの方針としまして36項目の公約を掲げ進めてきたと思いますが、きのう、現在進めているものも含めてほぼ達成されたということが述べられておりましたが、次の項目の取り組みの成果と、もしその項目に課題があれば、伺いたいと思います。

一つに、地域審議会からの提言の尊重と住民総参加のまちづくりであります。

合併後の均衡ある発展を図るため地域審議会を設置しまして、毎年地域の課題や要望につい

て意見や提言がされておりますが、実現に向けましてどう町政に生かしてきたのか。特に20年度に諮問されました住民と行政の協働によるまちづくりの答申が事項が、町民が企画しまして、町と町民が補い合いまして、どう進めてきたのか伺います。

二つとしまして、行政改革であります。

きのうの施政方針にも述べておりましたが、17年度から行政改革大綱並びに実施計画に基づきまして行政改革に取り組まれてきたと思いますが、6年間の財政効果は累計しますと20億円、目標値の130%が達成されたと述べられました。これは町長初め職員が一丸となって取り組んできた大きな成果でありまして、深く敬意を表するものであります。

6年間の全体計画で80%が実行したということでありますので、次の事項についてお伺いします。まず、職員数の減に伴う組織改革の具体化でありますが、昨日吉岡議員も質問されておりまして、その答弁に定員管理計画に基づいて詳細の説明がありましたので、これについては了解をいたしました。

次に、非常勤の職員数でありますが、年々職員数が減る中におきまして、毎年非常勤職員と 臨時職員の募集及び登録制度が行われておりまして、依然として非常勤職員、臨時職員の数が 多く見受けられます。緊急雇用事業の恩恵もあると思いますが、非常勤職員、臨時職員の雇用 についての考えをお伺いします。

3としまして、事務用消耗品と公用車修繕の削減にどう取り組まれたのか、お伺いします。 大きな三つとしまして、各種検診の受診者数の増加と医療費の抑制であります。

昨日も国保税に関しましていろいろと町長から答弁がありましたが、町の国保加入者の疾病 状況のお話を聞きますと、生活習慣病による通院や入院している方が50%を超しているという お話を聞いております。平成20年4月からふえ続ける医療費対策の一環としまして、特定検診、 特定保健指導の実施が義務づけられたようでありますが、これの受検者数と医療費抑制の実践 について伺います。

四つとしまして、ハローワークの設置と雇用の促進でありますが、ことしの2月21日、総務省が22年の平均の労働力調査の集計によりますと、失業期間が1年以上の長期失業者は21年より26万人多く121万人と発表しております。その要因としては、リーマンショックの関係で職を失ったという方もあるだろうし、派遣労働者の方も首を切られたということで、なかなか再就職が見つからないということが長期失業者の増加につながっているということであります。また、地元の大崎管内の新規の高校卒業者の就職内定数の関係でございますが、ことしの1月末現在で74.2%でありまして、深刻な就職難がうかがえると。ですから、進路も決まらず卒業

されていったお子さんもおられるのかなという思いがしております。

町では、20年10月に開設しました無料相談所につきましては、これまでの業務実績と町独自の就職促進につきましては行政報告で詳細に述べられておりますし、なお23年から新規学卒者に対しての奨励金交付制度も施政方針並びに予算で計上をされておりますので、なお一層新規学卒者の雇用の場の確保と失業者の方に対しまして求人情報の提供、さらには雇用の拡大に努めていただきたいと思いましたので、これについては、るる施政方針、さらには行政報告で述べられておりますので、これについても了承いたしました。

五つに、和牛の里構想などの畜産振興であります。

肉用牛振興対策等の提言と、きのうもお話をしておりましたみやぎふるさとCM大賞の受賞が重なりまして、条件のよいタイミングで振興が図られると思いますが、この畜産振興について和牛の里の構想をどう進めるのか。きのうも茂洋の産子の関係での導入を含めての支援関係がお話しされておりましたが、さらにどう進めるのか、お伺いします。

加えまして、宮城県では、茂洋の22年度の波及効果につきましては7億円を超えるという認識を示しております。加美町におきましても、みやぎふるさとCM大賞を生かしまして、畜産の振興、6次産業、観光牧場、子供の遊び場など、新たな事業に取り組むことも肝心と思いますので、町長の考えをお伺いします。

最後になりましたが、森林資源の確保と有効活用であります。

自然と共生する資源循環型社会を目指しまして、木質バイオマスボイラーの施設を薬薬交流施設に導入しまして、温室効果ガスと燃料費を大幅に削減していると思います。目標としまして、重油85%の減、燃料費約70%の減で、年間3,500万円の削減が見込まれるというお話をされております。そのことからしまして、削減の実績と、果たして木質チップは安定的に確保されているのか、お伺いします。よろしくお願いします。

○議長(一條 光君) 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長(佐藤澄男君) 皆さん、おはようございます。

ただいま三浦又英議員から町長公約の成果と次世代まちづくりへの施策についてということ で御質問をいただきました。

冒頭、昨日の公聴会に御参加をいただいて、町民の方々の声も真摯に受けとめたという向き のお話をいただきました。大事なことでございますから、これらを踏まえて今後のまちづくり にしっかりと受けとめて進めてまいりたいと思っておりますので、議員皆様にもよろしくお願 いを申し上げたいと思います。

要するに4年間の私の総括を踏まえて、今後まだ残された問題等についてその決意を述べよ という趣旨だろうというふうに理解をいたしましたので、御質問にお答えを申し上げたいと思 います。

まず、行政改革に対する取り組みにつきましては、昨日、施政方針で申し述べましたとおり 進めてまいったということで御理解をいただいておる旨、もしこれからまだ足りない部分、重 点的に進めていかなければならないものは何かというような御質問でございました。要するに、 公共サービスのあり方としての基本的な考え方は、自助・共助・公助に期待する活動が多くな っていると。要するに、町民のニーズが非常に広がってきている中で、どういった方向をつけ ていくのかということになりますと、なかなかこれまでのようにいかない部分が多々あるとい うことでございまして、こういったことにつきましては公民館の指定管理の方向をつけさせて いただきまして、新年度はほぼ公民館においてはその方向で進むということになるわけでござ いますので、これを自分のものとして使いやすい、そして集まりやすい環境をつくっていただ くと。その地域において自主的な活動を促進していただきたいということでございます。これ は佐藤善一議員にもお答えをしたことでございますけれども、自助の主体は住民であります。 また、共助の主体は地域コミュニティ、そして公助の主体は我々行政が担うということになる わけでありますけれども、こういったものが一つになった形で協働のまちづくりが進められる という観点を踏まえて、今後とも努力をしていきたいというふうに思っておるところでござい ます。

また、地域審議会からの意見に対してどのような取り組みをしてきたかということでございまして、特に平成20年度における諮問は、住民と行政の協働のまちづくりについてということで、地域審議会からいただいた答申は、協働による公共施設の管理運営、公民館を軸としたまちづくり、地域コミュニティ活動の充実、協働についての住民懇談会、協働パートナーの発掘・養成、協働についての情報提供や交流の場の確保などを実現をするべくという答申をいただきました。町では、町政懇談会を実施することで、これに即対応したというふうに思っておりますし、住民と行政の協働のまちづくりの一つとして、平成21年度から先ほども申し上げました公民館の管理運営を指定管理制度に移行して、地域のコミュニティ協議会へこれを委託をしてきたということで方向をつけさせていただいたと思っております。

また、行政改革について、職員の削減等については当初の予定を上回るペースでこれを進めてきているということの評価をいただきました。ただ、非常勤等の雇用の状況を申し上げます

と、平成18年度は181人、平成20年度は190人、平成22年度は緊急雇用対策19人を含めて218人というふうになっております。おおむね190人前後で年間の雇用数は推移をしておりましたが、国の緊急雇用対策を含めますと最近は200人を超える雇用状況で推移をしております。御指摘いただきましたように、依然としてこの臨時の人たちの雇用が多いという傾向に変わりはないわけでございます。これは職員数の減少ということも一つの要因と考えられますけれども、しかし、子育て支援等で朝7時から夜9時までの保育あるいは土曜保育、放課後児童クラブなどの多様なニーズに対応することもこの雇用数にあらわれているのではないかというふうに考えております。

また、非常勤職員等の任用あるいは勤務時間、休暇等について、国でも方向性を出しておりますけれども、法的な部分で明確でない部分もございますので、公務員制度改革の動向などを含めて今後注視していかなければならないというふうに思っております。

また、これもいたしかゆしのところですが、非常勤職員の確保を図る上で、いろいろな条件がほかの市町と比較されているのかなと思える部分がございます。せっかく募集をして応募をしてきてもほかの市町に先に就職をするというような傾向もございますものですから、この非常勤職員の待遇改善についても検討を進めておるというところでございます。近隣自治体の状況等も踏まえまして、23年度から通勤の際の交通費につきましてこれを支給することといたし、後ほど議案審議をお願いをしたいというふうに思っております。一般職の職員に準じて通勤手当相当額としたものを支給を予定しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、需用費、消耗品費等のバランスというようなことでございますが、参考までに平成21年度の一般会計の需用費の決算額合計は4億4,000万円でございまして、うち消耗品費は9,800万円、修繕料は施設の修繕も含まれますが6,000万円となっております。これは必要な物品の購入に充てるというのが当然のことでございますけれども、職員一人一人の工夫によってむだをなくして経費節減を図るということは行政改革の一番の根本でもありますから、就任時から私はこの考え方を職員に説いてきたところでございます。

購入に当たっては、各課ばらばらで購入しておった同じ品目を、これはまとめて買えば安くなるということは原理原則であるというふうに思いますので、事前に見積もりを徴取して、最低者から購入することにしておるということでございます。現在事務用品79品目としておりますけれども、対象物品を今後も拡大しながら経費削減を図ってまいりたいというふうに思っております。またコピー用紙のように大量に必要な事務用品につきましては、これも見積もりを徴取して、当然のことでございますけれども最低者と単価契約を交わして進めておるというこ

とでございますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、各種検診の受診者数の増加と医療費の抑制ということでございますけれども、これは 細かい数字が必要であれば担当課長にお答えをさせますが、検診というものは個人の健康状態 を確認するというものでございます。健康を維持増進するための一つの手段と考えますが、健 康の維持増進や疾病予防を充実していくことは、医療費の軽減に即効果はないものでございま すけれども、結果として医療費の抑制につながるものと考えております。要するに、お医者さ んに行かなくなるほかのやりがい、生きがいがあれば、これも効果として見ることもできるの だろうというふうに思います。このがん検診の受検率を向上して、進行がんにならないうちに これを見つけて切除することや、検診でメタボリック・シンドローム予備軍を発見をして、合 併症を予防することなどは医療費増加抑制に効果があることは疑いないというふうに思います が、今後も地区健康教室を初め広報紙やいろいろな場面でこれを周知するなど、受診勧奨を積 極的に行って受診者数の増加に努めてまいりたいと考えております。

お尋ねの答弁とすれば、幾ら効果があるということを示せばよろしいのでございますけれど も、数字でこの効果が何万円、何千万円ということをはかるということは非常に難しいことだ というふうに思っております。しかし、基本的にやらなければならないことについては、今申 し上げたようなことで進めてまいるということで御理解をいただきたいと思います。

次に、ハローワークの設置と雇用の促進ということでございまして、御指摘をいただきましたように大崎の高校卒業者の就職内定率74.2%ということ、去年より若干いい感じはするんですが、しかしこれもまた大変な事態にあるなという認識は同様でございます。また、失業者が1年以上の長期にわたっているもの、これも年々ふえているということを憂慮しておるところでございます。昨日申し上げました対応策としての町独自の就職促進の取り組みをさせていただくということでお示しをいたしましたけれども、こういった企業に対するPRもしながら、雇用の確保に努めてまいりたいというふうに思います。

私が公約の一つとして挙げました無料職業紹介所、御案内のとおり20年の10月1日から始めたわけでございますけれども、20年度開設当初は、半年でございましたけれども204件の相談がございまして、21年度までその相談件数というのは非常にウナギ登りにありました。平成22年度に入りまして、相談者の数が減少傾向を示しております。この要因として考えられることは、町内の企業でも派遣社員やパート職員の雇用を始めたことや、昨年の11月にセントラル自動車が大量の季節従業員を雇用した影響もあるのかなというふうに思っております。この無料職業紹介所の実績を申し上げますと、平成20年10月から23年2月までの相談件数は619件ござ

いました。また、これに登録している数358人でございます。うち66人がこの紹介所を通して 就職をしておるということでございます。就職率は18.4%、決して高い数字ではございません けれども、着実に成果が上がってきているものというふうに思っておりますので、今後とも取 り組みを人数をふやし時間もふやすということで対応してまいりたいというふうに思っており ます。

和牛の里構想についてのお尋ねをいただきました。この件については、前にも御質問をいただいた経緯があると思いますので、検討委員会の提言を昨年の6月にいただいておりまして、この安定的な規模拡大を支援する施策についてさらに検討を加えているということでございます。町として畜産を振興するということの大事さ、そして経済効果の見える分野であるということで積極的に私も取り組みをさせていただきましたが、薬薬のべこっこまつりに対する町内産牛を特化しての提供ということから始めまして、これが茂洋の効果が今出てきたということでございますけれども、これは突然のことではなくて、連続性のあるといいますか、今そういうものが求められている時代でもあるのだという思いをいたしております。

そんな中で、東日本放送のふるさとコマーシャル大賞を受賞をいたしましたけれども、これも真摯なこういう取り組みが、直接的な関係ではないとしても、加美町イコールべこの町という評価をいただいたことにつながっているのだろうというふうに思っております。ぜひこの機会にこの畜産のみならず、生産者が元気になっていただくということはもちろんでございますけれども、このことを町全体で活力にするいいチャンスを今いただいているというふうに思っております。牛の肉だけ食う人はいないわけでして、野菜もきのこもいろいろな加美町で特産とされる、いわゆるブランド化に向けた取り組みの中でこれをかみ合わせていくということ。そして、商店街においても積極的にこの事業に手を上げていただいて、ともに1次産業、2次産業、3次産業と、いわゆる6次産業化を目指すという意味で大きな今流れに乗ってきているというふうに思いますので、この方向をしっかりと定着をさせていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

経済効果のことについて茂洋の御紹介をいただきましたけれども、今言ったようなことでの 経済効果を考えると、ある意味非常に経済が停滞をしていると言われる中で、この事業を核と してどれだけ効果が上がるのかなということを考えますと、低廉化というか、冷え込んだ経済 の中で明るい光明が見出せるのではないかというふうに思っているところでございます。なお またこれにかかわる生き物の対策でございますから、鳥インフルエンザなどもありまして、昨 年は口蹄疫の問題がございました。また、牛のアカバネ病に対する助成措置もしっかりとその 裏づけとして対応をしていくということ。施政方針で述べたとおりでございますから、その方向をしっかりとつけてまいりたいと思っております。

それから、木質バイオマス導入の効果についてお尋ねをいただきました。これは、燃料費の削減ということでございますが、単価が月々で変動いたしますし、特に中近東の情勢が不安定であるとこれはもろにはね返ってくるわけでございまして、現在町が購入しているA重油、契約単価がリッター当たり90円と高騰を続けている状況であります。また、チップの単価につきましても、当初予定していたキロ4円が、実際は5円の契約となりました。さらに9月以降のチップ不足のため県外からの購入などもあり6円から7円となっている状況であります。したがいまして、経費の削減という比較は難しいわけでありますが、重油の削減から考えますと4月から1月までの10カ月間で、施設全体の重油使用料が22万5,494リットルとなっておりまして、44.5%の削減率ということになります。これは、チップ不足と機械のトラブルがございまして、これが原因と考えられますが、トラブルについて申し上げますと、その都度業者による対応により現在は解消をいたしております。

次に、エネルギーの安定供給、建設廃材の確保はという御質問でございますが、操業開始時 4月から5月までは2社からの購入でございましたが、安定供給を図るために6月に1社追加 して7社で搬入計画を立てて操業いたしました。その後、9月から急にチップ不足が起きまし て、急遽納入業者を探しまして、現在7社と納入契約を行っております。ただ、原料が廃材と いうことでございまして、市場動向に左右されることは当然考えられることでありますから、 三浦議員御指摘のとおり、加美町に豊富にある間伐材の利活用も視野に入れて検討すべきであ るというふうに考えております。この辺につきましては、まだはっきりと示されておりません けれども、県の環境税にかかわる事業についても当然町としての要望としてあげているわけで ございます。しかし、全体的にその総額として15億円というようなことでございますので、町 単独に対する支援というのが即できるかというと、なかなか難しいということも聞こえてきて おります。要するに、効果のある施策に対するものということ。あるいは、県が、ことしは例 えば間伐材を搬出しやすい道路網の整備をするとか、そういったものに対する県で示された項 目に対する町からの要望に合致したものというようなことになろうかというふうに思いますけ れども、いずれにしてもこの間伐材の搬出、これには含水比の低減の問題がございます。間伐 材やチップヤードの確保等課題がまだ多い状況でございますから、これは費用を安く抑えると いうことで導入した施設でございますから、費用対効果をこれは十分検討する必要があるとい うふうに思います。こういったものを勘案して進めていきたいというふうに思います。

質問の項目は多岐にわたり多かったのですが、大体お答えを申し上げたと思っておりますが、なおまた時代とともに町民の町政に対するニーズというものが大きくなってきているというふうに実感をいたしております。それに的確にこたえるということ。これはお金の問題もついてくる面が多いのですけれども、なければないなりの方策というものも、知恵を出していく部分というものも大事なことになってくるというふうに思いますので、そういう意味での御提言もいただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上、三浦議員への答弁とさせていただきます。

○議長(一條 光君) 答弁で補足する部分がありましたら。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 早坂 仁君 登壇〕

○保健福祉課長(早坂 仁君) 保健福祉課長、お答えいたします。

先ほど三浦議員の御質問の中で、特定検診についてと医療費のお尋ねがございましたので、 その点について御報告申し上げます。

特定検診は、御存知のとおり平成20年から始まりまして、平成20年の段階では対象者が40歳から74歳の国保ということでございます。対象者が6,046人で、受検されたのは2,780人でございます。受診率は45.9%です。これが、翌平成21年になりますと、対象者数が5,927人、受検者数は2,988人、受診率は50.4%と上がりました。受検者もふえましたし、受診率もふえております。

一方、国保の医療費。町で把握できるのは国保の医療費のみでございますので、いわゆる社会保険分の医療費は入っておりません。それで、一般と退職の被保険者の医療費の総額で申し上げますと、平成20年度においては22億7,319万円でございます。それが平成21年度になりますと22億9,600万円ということでふえております。ちなみに国保の加入数で申し上げますと、平成20年度は一般と退職ということですけれども、平成20年度が9,075人、平成21年度は8,746人でございまして、国保の加入者としては減っているんですけれども、医療費は上がっているというような状況でございます。この数字は、いわゆる総額だけのお話をしたわけですけれども、いわゆる特定検診の受診率は45.9から50.4%に上がったんですけれども、医療費総額の国保の分で言いますと、人は減っているのだけれども医療費の総額としては上がっているということで、単純にこの比較だけでは検診がふえたからといって医療費に反映するという形は読み取りにくいと。それは読み取りにくいということだけでございまして、現在特定検診をやりまして、平成20年から21年度分のデータを今出たということになっております。これが、今、国の関係で分析をしておりまして、それによりますといわゆる総額ではなくて個人を追及してい

くというような形で今追及しておりますと、20年度でいわゆるメタボになっている人に対して、町では保健師と栄養士で保健指導をやっております。そういった形で全国でやった結果によりますと、そういったメタボの率だとか、BMIですね、それからいろいろな医療上の検査の指数が数値として下がっているということになっています。ちなみに病気を抱えている人たちについては、いわゆるそれによって今までメタボの該当者が翌年度は該当とならなくなっているということがございまして、それに伴って投薬量というんですか、薬の量が減っているというようなこともございます。ですから、確実に医療費の抑制はされるということがうかがえますけれども、残念ながら総額でお話するとさっきのような状況なものですから、総額ではちょっと見えにくいというようなことがありますので、本町の場合は特定検診の保健指導というのは非常に徹底してやっていますので、これから医療費の抑制につながっていくのではないかというふうに考えております。以上でございます。

- ○議長(一條 光君) ほかに補足説明、ございませんか。 なければ、三浦又英君。
- ○4番(三浦又英君) 懇切丁寧に御回答いただきましてありがとうございました。 それでは、何点かお聞きします。

1点目は、協働のまちづくりであります。協働のまちづくりの先進事例を見ますと、町民の知恵と力を生かしました町民提案制度の取り入れとか、協働事業を発展させるために柔軟な支援提供策としての町民活動支援基金の創設とか、町民参加の仕組みを充実させるために町民活動推進条例の制定など、これが先進事例で見られるものでございます。町長は、町民の皆様と歩むまちづくりを提唱しておりますので、さらに協働のまちづくりを深く進めることも大事と思いますので、さらに町長の見解をお伺いします。

次に、需用費案件について……。

- ○議長(一條 光君) 三浦議員に申し上げます。一問一答形式を選択しておりますので、答弁をいただきたいと思います。
- ○4番(三浦又英君) わかりました。
- ○議長(一條 光君) 町長。
- ○町長(佐藤澄男君) 協働のまちづくりについての具体的な先進事例について今御提言をいた だいたというふうに受けとめております。できることから、やれることから、いいものは取り 入れてまいりたいというふうに思っておりますので、検討をさせていただきたいと思います。
- ○議長(一條 光君) 三浦又英君。

○4番(三浦又英君) 大変失礼申し上げました。

それでは、次に移らせていただきますが、需用費の関係で説明いただきました。修繕関係についてお伺いしたいのですが、たしか21年度の決算成果表を見ますと520何がしの物品が備品としてあるやに報告を受けておりますが、公用車の修繕関係でございます。町内には38業者ほど修理工場があると聞いておりますが、その520何がしの公用車等の修繕については町内だけだと思いますが、もしレアな関係ですと町外になろうかと思いますが、町内事業者の経営の安定と事務の効率化を図るために、ぜひその手段としまして町内の業者を指定、というのは、お話を伺いますと公用車の燃料については各業者を指定しているように聞いておりますので、それらを考えまして、公用車の車検とか修繕を38業者に均等に割り振りしてできないものかどうか、それらについて考えをお伺いをします。

- ○議長(一條 光君) 総務課長。
- ○総務課長(早坂宏也君) 加美町の公用車、現在274台、リースを含めてございます。その中の車検の関係の御質問ですが、確かに38業者ほどあるのでございますが、車検できる。これについては町内に一応車検、修繕をお願いをしたいという方向で、実は3年ほど前からですね、車検を行っている会社の皆様方で一応会をつくっている分がありますので、これは色麻町も入っているんですけれども、加美分会という形の中で、何とかこの形について修繕は町内業者で適正な価格で受託できませんかという声をこちらからかけさせていただいております。そういう形の中で、まだ現在どういう形でやったらいいかというのは具体的な回答が来ていないというのが実態でございまして、町としてはそういう形を進めているところです。全部同じに1台ずつというわけにもいかないということもございまして、納入実績なり何なりでいろいろ御検討をいただいているということでございます。
- ○議長(一條 光君) 三浦又英君。
- ○4番(三浦又英君) 先ほどバイオマス関係でいろいろ答弁をいただきましたが、町長、新たな施設にこのバイオマスの導入計画があるかどうか、お聞きします。
- ○議長(一條 光君) 町長。
- ○町長(佐藤澄男君) 先進的な取り組みということで薬薬施設群にまずこれを導入するということで、実際今稼働をしている状況でございます。ただ、要するに原料となるチップの供給の問題等々、先ほど答弁したような状況にあります。これを安定的に供給するということと、それから安く上げるということと両方求めなければならない事業でございます。こないだも蕪栗沼のヨシを使ったペレットをつくって、大崎の市民病院にこれを計画をしているというニュー

ス報道があったことを今思い起こしているのですが、そういうふうに将来的にはこの地球温暖 化を防止する手段として一番有効な今考えられる方法であるということは周知がされてきてお る状況にあるというふうに思います。

しかし、現実的にそういうものを、今、薬薬の施設群でやっている状況をもう一度検討、検 証をした上で次のことを考えていきたいというふうに思っております。

- ○議長(一條 光君) 三浦又英君。
- ○4番(三浦又英君) それでは、公約の取り組みの成果と課題を得まして、大綱の2に入らせていただきます。

答弁におきまして、三つの柱と36項目の公約の実現に全力を傾注して積極的なまちづくりを 展開してきたことと思いますが、町長自身が自身をどう評価しまして次世代のまちづくりを進 めていくのか、姿勢を最後にお伺いして終わりたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(一條 光君) 町長。
- ○町長(佐藤澄男君) 自己評価ということでございますけれども、今、職員には人事評価制度 の試行、これを行っておるところでございます。しかし、自分のことについて自分で評価する ということはなかなか難しいことでございまして、私の仕事を評価するということにおいては 評価される側になるわけでございまして、これは言うなれば有権者である町民の皆さんの判断 にゆだねるということになるわけでございますけれども、仕事を評価していただけるということは、これはある意味で後世にゆだねる部分が大きい面があるのだろうというふうに思っています。いまいますぐめくればすぐに答えが出る問題が続けば、何も苦労はしないわけでございます。いかし、今食べる御飯も大事なことでございますから、手当をするということ。しかし、将来に向けて今やらなければならないことに、これをどういうふうに判断をするかということの面になりますと、これは自身のこれまでの踏まえてきたもの、そして、町全体の将来方向を誤らない方向、そして大事なことは町民が元気に、そして活力をもって毎日の生活ができるようにということが肝要なことであるというふうに思っております。

そういう意味において、今、三浦議員から御指摘をいただいたことも含めまして、今後のしっかりとしたぶれないまちづくりの方向性を示していくということが一番大事なことになるというふうに思っております。これについての評価は私が受ける立場でございますけれども、自信を持ってそういう方向を、道筋をつけてまいりたいというふうに思っておりますので。具体的にはまちづくりでございますから、総合計画がございます。また、それに伴う実施計画を毎年ローリングをして、でき得るものをしっかりと進めていくということ。当たり前のことです

が、着実に進めてまいりたいと思います。

また、この町に住む人々の暮らしを守り、そして住みやすい町をつくっていくということ。 いろいろな意見の多様性はどこの世界でもあるわけでございますけれども、それをしっかりと 受けとめて、この方向を示していくということが私に与えられた使命であるというふうに考え ておりますので、今後とも御理解をいただいて御支援をいただけるように頑張ってまいりたい というふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(一條 光君) 以上をもちまして、4番三浦又英君の一般質問は終了いたしました。 通告6番、19番伊藤信行君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

[19番 伊藤信行君 登壇]

○19番(伊藤信行君) それでは、通告6番、伊藤信行でございます。

まず先に、本定例会を最後に御退職なされる課長さん方、加美町発展のために長年御尽力を いただきまして本当にありがとうございました。これからの人生、幸多いことをお祈りいたし ております。

それでは、本定例会に11人の質問者の通告がありましたが、ちょうど私が6番目ということで、町長も剣道をなさっておりまして、11人がけのちょうど中間ということは一番疲れるときでございますけれども、私の質問はそう疲れる質問ではないので楽に御相手できれば幸いだと思っております。

町長と教育長に伺うわけでございますけれども、国旗、国歌への尊厳意識が、国民はもとより町民、子供たちも希薄となってきていることは憂慮すべきことだと思っております。国旗、 国歌に対する意識は幼いころから持つことを日ごろから指導すべきとの考えから三つほど伺ってまいります。

その昔、日章旗は、さきの聖戦、大東亜戦争において東亜圏内に寄留する人たちに多大な苦 しみを与えてまいりました。その人々にとっては常に憎しみと恨みの対象でありました。そう した日章旗も謝罪と反省から生まれた平和憲法によってその美しさが次第に取り戻されてきた のでありますが、その美しさに反比例するように国旗に対する意識が薄くなってまいりました。 まず、国旗、国歌について、町長、教育長の一言をお伺いしておきたいと思います。

1996年6月29日の衆議院本会議において、当時総理大臣だった小渕恵三氏は、日本共産党の議員の質問に対して、「学校におきまして学習指導要領に基づき国歌、国旗について児童生徒を指導すべき責務を負っており、学校におけるこのような国旗、国歌の指導は国民として必要な基礎的、基本的な内容を身につけることを目的として行われるものでありまして、子供たち

の良心の自由を制約しようというものではないと考えております」ということで答弁しております。このことを踏まえまして伺います。

そろそろ卒業式の時期でございます。私はいつも出席して感じることでございますが、児童 生徒たちが国歌斉唱のときに斉唱しているとは言いがたい思いをいつでも感じてまいります。 現在指導していないのだろうかなと思うわけでございます。また、学校では国民の祝日には国 旗の掲揚がなされていないが、その理由も伺っておきたいと思います。

2月11日、建国記念の日です。また、我が加美町の最大のイベントの一つでもあります鍋まつりであります。私も出かけました。駐車場は満車でしたので他の場所を探していましたところ、国旗を掲揚している町並みを見つけました。私も忘れていたこの美しさに会えて、目が点になるような思いでございました。今、国旗を掲げる意識が薄れている中で、私はこの光景を見て、ぜひ紹介したいという思いでこの壇上に立った次第でございます。そこで、町でも国旗の掲揚を高める意識に協力がいただけないか、伺っておきます。

次に、大きな2番といたしまして、平成19年6月18日に万感迫る思いで初登庁をなされ、多くの職員を前にして二本松城主が藩士の戒めの言葉として有名な「なんじの俸、なんじの禄は民の膏なり」と戒石銘を訓示の中で御紹介されたと伺っております。私も議員になりたてのころ、町長は私たちの先輩議員として活躍なされておりました。私たち1期生にこの言葉を授けてくれたことを今思い出しております。私はそれ以来、この言葉を議員としての戒めの言葉として、胸中深く今でもとどめております。この言葉は町長の記憶からは既に消えているものと思っていました。昨年、町長の就任あいさつ文を見る機会がございまして、町長の変わらぬ信念に驚きと敬意の気持ちで胸が熱くなる思いがしました。これこそがリーダーとしての資質なんだということを改めて知らされた次第でございます。

昨日の施政方針でも触れられておりましたが、財政の健全化については後日述べることにいたしまして、きょうは町長が職員に常にこの戒めの言葉を忘れることなく、強い使命感と高い倫理性を持って仕事に当たってほしいとの思いを込めて話されたことだと思いますが、このことが職員間にどれほど理解され浸透されているかと思うのでございます。先ほども町長の自己評価ということも前段の方が述べられておりましたけれども、私の方からも町長のほんのひとくだりでよろしいですからお聞かせを願いまして、私の質問とします。以上でございます。

#### ○議長(一條 光君) 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長(佐藤澄男君) 伊藤信行議員から二つのことについてお尋ねをいただきました。非常に

大事な視点からの御質問、また、高い見識を持った御質問であると真摯に受けとめさせて答弁 をさせていただきます。

まず、国旗、国歌の掲揚、斉唱についてということで、この意味、意義をしっかりと踏まえてやらなければならないのではないかということでございまして、平成11年8月9日にこの国旗、国歌法が成立をいたしました。8月13日に公布、即日施行されましたものでございますが、今、御紹介がありましたとおり小渕総理の談話、私もこれを読ませていただいた記憶があるわけでございますが、改めて振り返ってみたいと思います。

「我が国の国旗である日章旗と国歌である君が代は、いずれも長い歴史を有しており、既に慣習法として定着していたものでありますが、21世紀を目前にして今回条文法でその根拠が明確に規定されたことは、まことに意義深いものがあります。国旗と国歌はいずれの国でも国家の象徴として大切に扱われているもので、国家にとってなくてはならないものであります。また、国旗と国歌は、国民の間に定着することを通じ、国民のアイデンティティーのあかしとして重要な役割を果たしているものと考えております。今回の法制化は、国旗と国歌に関し国民の皆様方に新たに義務を課すものではありませんが、本法律の成立を契機として国民の皆様方が日章旗の歴史や君が代の由来、歌詞などについて、より理解を深めていただくことを願っております。また、法制化に伴い学校教育においても国旗と国歌に対する正しい理解が促進されるものと考えております。我が国のみならず他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、次代を担う子供たちが国際社会で必要とされるマナーを身につけ、尊敬される日本人として成長することを期待しております。」

まさにこのことが、今、国に求められている一番大事な視点だろうというふうに思います。 原体験をお話し申し上げたいと思いますが、私も若いころ外国に行く機会が何度かございました。昭和47年、県の海外派遣で東南アジアに参りました。その5年後、昭和52年だったと思いますが、宮城県青年の船でフィリピンを訪れました。そのときに国と国の交流をする機会が当然あるわけでございますが、船上においてセレモニーが行われます。このときにフィリピンの青年たちは、国旗に対して正対をして堂々と自分の国の国歌を歌いました。恥ずかしながらその当時の宮城県の青年たちは、国旗、日章旗を揚げるその時間もきちっとした正立、整頓もなく、斉唱するものもごくわずかであったという記憶があります。私は、国を代表するという、海外に行けば、その国の代表としての、やはりそういう務めを持った者として、これは一般の方についても宮城県人、加美町民と同様に日本国民であるという基本的な考え方は当然持つべきであろうというふうに思ってまいりました。 冒頭、伊藤議員から嘆かわしい光景もあるというような御指摘もいただきました。しかし、ここ数年と申しますか、特に国際スポーツ大会などにおいて、象徴的なのはサッカーの試合などにおいて、国旗を掲げ国歌を歌うというセレモニーがテレビでも映し出されるようになってまいりました。また、これを観戦する、あるいはテレビを見ながら応援をする人たちも大きな日章旗を掲げて日本を応援するそういう光景、国歌を肩を組んで歌う姿もありますけれども、直立不動で国旗に正対をして選手たちが国歌を歌うというあの光景は、これはごく自然、世界各国共通の理解を得た儀礼、儀式、そして相手に対する礼儀でもあろうというふうに思っております。そういう観点を持って町においてもこの国旗、国歌というものを大切に扱って、行事にきちっと位置づけをしていくということは、今後とも当然守っていかなければならない大事な要素であるというふうに考えております。

次に、初登庁時の職員への訓示についてということで、お褒めの言葉と解したところでございますが、若いころからこういう教えにといいますか、触れたことを申し上げたということでございますが、公務員の大事なことは何であろうかということを思いめぐらしたときに、戒石銘のこの「なんじの俸、なんじの禄は、民の膏、民の脂なり。下民は虐げ易きも上天は欺き難し」という、実際二本松に何度か足を運んで、あの石をめで、そして失礼ながらなでながら、この思いを新たにして仕事に励まなければならないと思っていたところでございました。もう4年前のことでございますが、私自身の仕事をする一番の大事なことは何かということを初登庁時に申し上げたことでございます。そのことが今日の成果として上げれば、行財政改革、44億円、要するに起債残高を減らすことができたということ。そして、節約をしながらも12億円余りのこの基金残高を積み増しすることができたということに少なからずつながっておるのではなかろうかというふうに思っております。しかし、これは日々の取り組みの成果でございますから、人間楽をしたいと思えば幾らでもそういう道に走る恐れがあるわけでございます。職員に対しましては、常々そういう戒めを持って仕事に当たってほしいということを申し上げておるところでございます。

昨年の12月28日の仕事納めにおきましても、言葉は違うのでございますが、職員に対して思い描く力の「想像力」と新たにつくり出す力の「創造力」、この話をさせていただきました。 現在既存の形にとらわれないで、想像する力、頭で考える「想像力」とつくっていく「創造力」、これを発揮してほしいというお話をさせていただきました。こういったことも折に触れ職員に話をする。あるいはもっと若い職員たちとも時間をとって話をしたいと思いつつ、なかなか思うに任せないジレンマもあるわけでございますけれども、こういう思いを持って今日ま で取り組んできたということでございますから、御理解をいただきたいと思います。 以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(一條 光君) 教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長(土田徹郎君) それでは、国旗、国歌ということについて答弁させていただきます。 国旗及び国歌に関する法律、平成11年8月13日に公布、即日施行ということについては、御

案内のとおりでございます。この法律制定の背景までちょっとお話しさせていただきますが、公立の学校教育現場で、十数年前になりますか、当時は文部省でしたが、文部省の方の指導によって、その当時は日の丸そして君が代と。日の丸の掲揚、そして君が代の斉唱が義務づけられるようになったということがございました。しかし、日本国憲法の19条「思想、良心の自由」に反するというふうなことの意見もありまして、混乱が続いたというふうなことがありました。それも平成11年の法律制定の一つの背景になったのかなというふうに思っております。

現在、学校ではどういうふうなのかということになりますが、現在の小中学校の学習指導要領の社会には「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること」というふうに明記されております。それで、学習指導要領は、これは義務でありますから、このとおり指導するというふうなことでございます。

そしてまた、特別活動編のところに「入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するように指導するものとする」というふうに定められております。これに従いまして、本町はもちろん全部の学校になるわけですが、この指導要領に基づいて児童生徒の指導を行っているということでございます。そして、入学式や卒業式、またあるいは運動会等では、国旗掲揚、そして国歌斉唱ということを行っております。

なお、声が低いとかというふうなことがございますが、これにつきましては、すべてのことですが表現力、発表力、これの向上というふうなことも視野に入れていかなければならないというふうに思っております。また、やはりふるさと、郷土を愛するというふうなこと。そしてまた誇りに思うというふうなことが、学校、町、県、国というふうになっていくわけですから、この辺の重要性、これもあわせて指導を継続していくというふうなことでおります。

また、祝日の国旗掲揚についてでございますが、これについては掲揚するということは、職員の勤務が伴うということになります。それで県の義務教育小学校の教育職員の特例措置に関する条例というのがございまして、休日に勤務を命ずることはできないというふうな、緊急と

か以外は命ずることができないというふうなことで掲揚を行っておりません。それについては 御理解をいただきたいというふうに思います。なお、学校だけではなかなか指導というふうな ことが徹底しないというふうなことで、各家庭でも国旗、国歌についてやはり教えていくとい うふうなことも必要なのかなということをあわせて申し上げさせていただきます。以上で答弁 を終わります。

- ○議長(一條 光君) 伊藤信行君。
- 教育長に再質問ですけれども、国歌の斉唱ということですけれども、私 ○19番(伊藤信行君) たちが小中学校のころは、入学式や卒業式というと何日も前から予行演習などをして、国歌の 歌詞の意味すらわからないのに、声を高く上げて歌いなさいというような指導を受けてきたわ けですよね。そういう思いからすると、今の子供たちのあれを見ていると何となく、それをま ねしろというわけではないですけれども、そんな感じをしてまいっているわけです。あと、国 旗についてですけれども、国旗というのは昔は学校の正面玄関というと二宮尊徳ですか、それ と国旗掲揚塔というのは必ず立っていたものですよね。それが学校だというような印象だった んですけれどもね。しかし、今はもう二宮像も消え、そして国旗掲揚塔もなくなりね。私、こ こでもびっくりしてきたのは、今は二宮尊徳の銅像が吉岡の黒川高校、あそこの正門前にある んですよね。えっと思ってびっくりして見ましたけれども、今はどこの中学校、小学校を見て も立っていませんよね。あれも何かどこか、国か県かの指導であれはなくなったのか……、こ れは通告外だから別に答えなくてもいいんですけれどもね。そのような感じがしてまいりまし た。また、国旗掲揚塔もなくなったというのも、あれもまたあれなんですか、今は国旗掲揚塔 は確かにグラウンドにはあるんですよね。だから、玄関から消えたというのも何か指導があっ たものかなと今伺っているわけなんです。今ここにも国旗がありますけれども、「白地に赤く 日の丸染めて、ああ、美しい日本の旗」というこの唱歌、皆さん、歌ったことはありますか。 ないでしょう。私たちの年齢だと大体歌っているんですよ、この歌はね、小学校で教えられる んですよね。

そんなわけで、この旗に対して私たち日本人は本当に誇りを持っていたんですけれども、何となくもう今は疎んじられているというような感じがするんです。町長も先ほど述べておられましたけれども、諸外国の人たちは本当に国旗、国歌に対しては非常に強い誇りと責任感を持っているというようなことだったんですけれども、この日章旗も平和憲法のもとにだんだん美しくなってまいりました。そんなもので我が町でもこういう国旗を無償というわけにはいかないだろうけれど有料でも……、今は義務ではないということですけれども、揚げたい人もある

と思いますので、配布というようなことも考えられないかなと思って質問といたします。

- ○議長(一條 光君) 何点か質問がございました。教育長。
- ○教育長(土田徹郎君) 教育長、お答えいたします。

まず、国旗の掲揚塔ということについては、各学校とも屋外、それから屋上とか、これはしっかりと設置しております。それで、先ほどもお答えいたしましたが、卒業式、入学式とか、 学校行事ですね、その際は必ず掲揚しているというふうなことがございます。

それから、指導につきましては、これは当然いろいろな儀式とかの事前指導として、さまざま、例えば校歌、国歌等については指導をしていると思っております。

それから、二宮金次郎につきましては、宮崎小学校にたしか、私が卒業した学校なんですが、 たしかあると思っております。ただ、あれにつきましては、昔はほとんどあったというふうな、 特に義務づけとか、そういうふうなあれではないということで、だんだん減ってきているんで しょうかというふうなことがございます。これで答弁を終わります。

- ○議長(一條 光君) 国旗の配布については、町長。
- ○町長(佐藤澄男君) 大変失礼しました。三つ目の質問に、町で国旗の配布を行ってはどうかという質問がございました。基本的には当時の小渕総理の談話にあるとおり、強制をするものではないということになろうかというふうに思います。

私は、もっと大事なことは、そういう国を思い、あるいはその地域を考える上において大事なものであるとするならば、そういったものを広めていく、啓蒙する機会をどしどしつくっていただくということの方がより大事なことではないのだろうかというふうに考えております。 予算がどうのこうのということではないのでございますが、町において今毎戸に配布するということまでの考えはないということでございます。ただ、大事なことでございますから、そういう啓蒙方はしっかりとお願いを申し上げたいと思います。

- ○議長(一條 光君) 伊藤信行君。
- ○19番(伊藤信行君) 教育長、わかりました。それと今、町長が言うように、先にくぎを打たれまして、町に予算なんて言われるともうそれ以上は言えなくなってしまったんですけれども、確かに国旗を配っても「仏つくって魂入れず」では、これも配った意味もないし、これは確かにしようがないと思います。わかりました。

それで、町長も昨日はすばらしい施政方針を語られたわけでございますけれども、この施政 方針も単なる画餅のもちと終わることのないよう、まずこれからの時局を見まして、少し言葉 は古いんですけれども、皇国の興廃というあれがあるわけですけれども、これを肝に銘じまし て頑張ってまいりまして、また再びこの壇上に来まして、もう一回私も町長と一戦交わってみ たいと思っておりますので、ひとつ頑張ってやってください。質問を終わります。

○議長(一條 光君) 以上をもちまして、19番伊藤信行君の一般質問は終了いたしました。